

不正通信診断サービス利用規約

2020年11月30日
アルプスシステムインテグレーション株式会社

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、アルプスシステムインテグレーション株式会社(以下「当社」といいます)が提供する不正通信診断サービス(以下「本サービス」といいます)をご利用いただく際の条件を定めたものです。本サービスの提供を受ける当事者(以下「契約者」といいます)は、以下の各条項をご確認いただき、本規約に同意する場合にのみ、お申込みを行ってください。本規約は、民法548条の2が定める定型約款に該当し、利用者と当社との間に締結される法的な契約です。本サービスをご利用された場合は、利用規約の内容に合意したものとみなし、利用者と当社との間で下記条件内容による本契約が成立したものとします。なお、利用規約及び本サービスの利用に関して契約者と当社との間に成立する合意を「本サービス契約」というものとします。

第1条(定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

*本サービス：契約者がインターネットのアクセスログ等を当社へ提供し、当社から外部への不正通信などアクセス状況の分析結果を受けることができるサービス

*本サービス契約：本規約の下で契約者と当社との間に成立する本サービスの利用に関する契約

*契約者：本サービス契約の契約者

第2条(本規約の変更)

1. 当社は、以下のいずれかの場合には、自らが必要と判断した場合、契約者の同意を得ることなく、いつでも本規約を追加・変更・削除(以下、併せて「変更等」といいます)することができ、契約者は、当社が本規約を随時変更等すること及び本サービスの利用条件は変更等後の本規約によること、を予め同意します。

① 利用規約の変更が、利用者の利益に適合する場合

② 利用規約の変更が、本サービス契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2. 前項に定める本規約の変更等後の効力は、当社が別途定める場合を除いて、契約者に通知したときから変更等後の効力が生じるものとします。

第3条(利用資格)

本サービスは、契約者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第4条(本サービス契約の成立)

1. 本サービスをご希望の場合、本規約のすべての条項に同意した上で、当社が別途定める手続に従って、契約の申込みをするものとします。

2. 前項の申込みを当社が承諾したとき、契約者と当社との間で本サービス契約が成立するものとします。

第5条(申込の不承諾)

当社は、次の場合に本サービスの申込を承諾しない場合があります。この場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

①申込にあたって虚偽事実の記載や内容の記入漏れ、又は不備があった場合

②過去、契約に違反する行為を行ったと当社が判断した場合

③禁止事項(第11条)に該当する、もしくは該当するおそれがあると当社が判断した場合

④反社会的勢力である場合、又はそのおそれがある場合

⑤その他当社が契約の申込みを拒絶することが相当と判断する場合

第6条(サービス利用のための必要事項)

契約者は、本サービスを利用するあたり、個人情報等を削除した上でインターネットのアクセスログ等を提供していただく必要があります。当社は本サービスの提供において個人情報を取得するものではありません。なお、契約者が個人情報を削除せずに提供した場合には、契約者が個人情報保護に関する法令等の違反の責任を負うものとします。

第7条(再委託)

当社は、当社の責任及び負担において、本サービスの提供に必要な業務の一部を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第8条(保証の制限及び免責)

1. 本サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

(1) 本サービスが常に可用であること

(2) 分析結果の完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性を有すること

2. 当社は、本サービスの利用に起因して契約者に何らかの損害が生じたとしても一切の責任を負わないものとします。

3. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第9条(料金)

本サービスの利用に係る料金は無料とします。

第10条(非開示義務)

1. 契約者は、本サービスに関するノウハウ及び技術情報、分析結果など、当社が公開していない情報(以下「非公開情報」といいます)について、本サービスの利用に必要な契約者の役員、社員に対してのみ開示するものとし、当社から事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示、又は公表してはなりません。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号については非公開情報に含まないものとします。

- ① 本サービス契約締結以前にすでに公知であるか、又は契約者が保有していた情報
- ② 利用契約締結後に契約者の責によらないで公知になった情報
- ③ 契約者が正当な権限を持つ第三者から機密保持義務を負うことなく受領した情報
- ④ 非公開情報に基づいてもしくは参照することなく、契約者が独自に開発又は取得した情報

第 11 条(禁止事項)

1. 契約者は、予め当社の明示的な承諾がある場合を除き、以下の行為をしてはならないものとします。
 - ① 有償・無償問わず、貸与、再販、譲渡、リース、再許諾その他の方法により本サービスを契約者以外の第三者の利用に供する行為
 - ② 転売目的など、本サービスの本来的な利用目的以外の目的で利用する行為
 - ③ 本サービスおよび当社が提供する他の製品・サービス運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
 - ④ 契約者が本規約の条項に違反した場合
 - ⑤ 違法、不当、公序良俗に反する態様において本サービスを利用する行為
 - ⑥ その他、当社が不適切と判断する行為
2. 前項各号のいずれかに該当する違反がある場合、当社は、本サービスの提供の停止、拒否、結果の返還請求その他当社が必要と認める措置を行うことができるものとします。

第 12 条(契約事項の変更等)

契約者は、代表者、商号、所在地その他取引上の重要な事項に変更があったときは、当社に対し、速やかにその旨を届け出るものとします。

第 13 条(権利義務の譲渡制限)

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

第 14 条(契約の解除)

1. 当社は契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することができます。この場合において、当社に損害が生じたときは、契約者は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。
 - (1) 第 11 条(禁止事項)第 1 項各号に定める事由に違反したとき
 - (2) 契約者について、破産、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申立てがあったとき
 - (3) その他当社が解除するにつきやむを得ない事由があると判断したとき
2. 契約者は、当社に対し書面での旨を通知することにより、本サービス契約を解除することができます。この場合において、解除の効力は当該通知が当社に到達した日に生じるものとします。

第 15 条(裁判管轄)

この規約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

以上